

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第2回）

日時：令和3年5月13日（木）午前10時00分～

形式：Webによるオンライン会議

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価書案に係る総括審議
西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業
- 2 環境影響評価書案に係る総括審議
中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業
- 3 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
（仮称）西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業【1回目】
- 4 その他

【審議資料】

資料1 「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」

資料1-1 「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」部会審議質疑応答

資料1-2 「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

資料1-3 「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案について（案）

資料2 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」

資料2-1 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」部会審議質疑応答

資料2-2 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価書案について（案）

資料3 「（仮称）西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

<オンラインによる出席者>

審議会会長 柳委員

第一部会長 齋藤委員

荒井委員

奥委員

玄委員

小林委員

小堀委員

高橋委員

堤委員

寺島委員

森川委員

(11名)

木村政策調整担当部長

宮田アセスメント担当課長

下間アセスメント担当課長

「西武鉄道新宿線（井荻～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」
環境影響評価書案 部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	仮線を設置するときに、例えばバラストやレールなどの仕様は現行のものと同じような仕様か、あるいは騒音・振動の発生を防ぐことのできるような特性を持った仕様とするのか	仮線区間についてはロングレール化できる箇所についてはロングレールとする。また、仮線のための土工工事をする場所についても路盤改良等を行い地耐力が得られるよう施工し、その上にロングレールの軌道を敷設することを考えている。	3/19 4/16 部会にて回答済み
		評価書案 121 ページ「予測に反映しなかった措置」に「新たに仮線を敷設する箇所は路盤改良を行う」と書かれているが、路盤改良を予測に含めた場合に、予測値はどれぐらい低減される効果を見込めるのか。	予測の手法が確立されていないため予測に反映していないが、事後調査においてその効果等を把握、確認していきたい。	総括審議事項へ
		路盤改良は例えば何通りかあり、その中で最適なものを使うという考えか。	一般的には、地盤を掘削しセメント系の材料を混ぜ合わせて締固めし、一般の地盤より強度を強くする。その上に仮線を敷設するという方法が一般的と考える。	
		少なくともそういうことをすることにより、低減する方向には向かうということよろしいのか。	これまで施工した事業においても同様の形で路盤改良等を行っており、騒音、振動の低減に効果があると認識している。	
騒音・振動	2	法令上では地上から1.2mのところ測定するというになっているが、高架になるということで、高さ方向、例えば2階、3階、あるいはもう少し高いところまでについての何か所かで測定予測する予定はあるのか。	高さ方向の予測は、測定可能な1地点で、計画線最寄り軌道中心から水平方向に12.5m、地上からの高さ1.2m、3.5m、5.0m、10.0m、15.0mにおいて調査及び予測を行っており、資料編 140 ページに参考として記載している。	3/19 4/16 部会にて回答済み
		この1地点が代表点として最適という理解でよいか。	現時点では現道上になってしまったりしており、測定が可能な場所ということで選定した。	総括審議事項へ

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		高さ方向の質問については、参考資料に誘導するような内容のことが評価書に記載されていなかった。住民には分かりやすく説明したほうがよく、ご留意願いたい。		
		高さ方向の予測では、評価書案 108 ページ記載の構造物音パワーレベルの式を使用していると思うが、高さ 1.2m 地点だけではなく、5 m、10m であってもこの式が使えるものと考えてよいか。	本編 108 ページ式で θ という角度があり、この θ で高さ、角度を反映している。	
		正しいという理解でよいか。	ご理解のとおり。	
		高さ方向の予測、測定は 1 か所で行うということであったが、高さ方向の騒音について意見が多いので、出来れば 1 か所だけではなく、少なくとも 2、3 か所ぐらいで予測と実測を検討していただきたい。	測定が可能な場所ということで 1 か所選定しているところであるが、高さ方向は参考として予測しており、地点の追加は現在のところ予定していない。	
		参考ということで、可能であれば検討していただきたい。		
騒音・振動	3	評価書案 109 ページ記載のピーク騒音レベル予測式と、資料編 114 ページの予測式は同じ式を示していると思うが、負荷項目に違いがある。これは単に誤記と考えてよいか。	確認する。誤記であれば評価書において訂正する。	4/16 部会にて回答 一部補足あり

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		<p>多分これに基づいて予測値を出していると思うので、予測値に間違いがないか確認してもらいたい。</p>	<p>予測式の内容が妥当であるかも含め確認し対応する。</p> <p><回答補足説明></p> <p>「環境影響評価書案（資料編）」（以下、「資料編」という。）114ページのピーク騒音レベル予測式に記載のあるα_Hとα_rは、家屋等の立地状況を踏まえ、騒音の遮蔽についての補正や、予測値と実測値の差を補正するための数式となります。</p> <p>「環境影響評価書案（本編）」（以下、「本編」という。）109ページにおける12.5m地点の鉄道騒音の予測は、補正を行うことなく算出しているため、記載の数式となります。資料編における25m以遠の鉄道騒音の予測は、補正を行い、算出しているため、記載の数式となります。このため、本編と資料編のピーク予測式は、記載が異なっております。</p> <p>なお、各予測値の算出結果については、間違いがないことを確認しております。</p>	
日影	1	<p>低層の建物も含め、鉄道北側沿線の計画予定地内にある建物は用地買収の対象であり、用地買収後は側道等に整備されるため、日影について規制基準を上回るような影響を及ぼすような建物はなくなるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり。</p>	<p>3/19部会にて回答済み</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
日影	2	計画敷地境界をまたがる建物は日影の影響を受けるのではないかと考えている。その場合の対応はどうか。	都市計画線の外側の残地部分で再建が可能な土地になる場合は建物を再建する場合もあるが、残地部分が小さく再建が不可能な場合は移転されるような場合もある。	4/16部会にて回答済み
日影	3	例えば評価書案 163 ページでは、5mの日影規制線ぎりぎり日影線があるが、詳細に検討すると基準を超える箇所があるのではないかと。	条例の規制時間を超える日影は擁壁部等で居住部にわたらない範囲であることは確認しており、具体的には練馬区内の「東京女子学院中学校・高等学校」の主に擁壁部で規制時間を超える日影が生じるが影響は小さいと考えられる。	4/16部会にて回答済み
		詳細に確認しているのであれば大丈夫だと思う。		
景観	1	住民からは鉄道南側沿線では景観を心配しているのではないかとと思うが、南側沿線は今後どのようなになるか。	基本的に都市計画線がかかっているところは状況に変化はなく、鉄道施設から受ける影響は小さいと予測している。	3/19部会にて回答済み
		194 ページのフォトモンタージュを見ると、北側、南側とも高架線路ができることで圧迫感があると思うので、周辺との色彩の調和を考えて景観を考慮してもらいたい。	194 ページのフォトモンタージュでは、白い駅舎が投影されているが、現時点では駅舎のデザイン等について行っておらず、今後詳細検討の中で、周辺環境と調和するよう外壁や駅舎の形状等に配慮し、影響を可能な限り回避又は低減する予定である。	
景観	2	142 ページの施設分布図を見ると図書館があるが眺望の調査地点として入れられないか。	図書館は今回調査対象としているエリアの中に含まれていないため、調査対象としていない。	3/19部会にて回答済み
景観	3	198 ページ地点 10 は南側から高架鉄道を見ている位置だが、北側の建物の屋根が見えており、本来であればなくなっていると思うがどうか。	指摘のとおり、一部屋根が写っているが側道ができる箇所であり、屋根がない状態が正しいフォトモンタージュとなる。次回に向けて修正する。	3/19部会にて回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	1	評価書案 204 ページの史跡の地図では上井草と武蔵関の間は遺跡が無いことになっているが、今後も教育委員会と綿密に連絡取り、遺跡の存否を確認しながら工事をしていただきたい	新たに埋蔵文化財が確認された場合には、遅延なく関係者と協議し、適切な保全に努めていく。	4/16部会にて回答済み
その他	1	井荻から柳沢駅までの間で医療施設が2箇所しかプロットされていないが、ほかにはないのか確認したい。	既存資料調査では2か所であった。	3/19部会にて回答済み

「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る
都民の意見を聴く会における公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	7 名

1 環境一般

- (1) 5kmに及ぶ線路を10m前後の高さのコンクリートで埋め尽くし、橋げたを羅列し、北側側道を全てコンクリートにした場合、郊外の緑豊かな場所に重厚長大な構造物を連ねることは、地球温暖化をさらに促進する。
- (2) 評価書案で「気候変動」に対する影響が評価されていないことは重大な欠陥であり、5.1 kmのコンクリートの鉄道高架橋がヒートアイランド現象にどのような影響となるかの評価を要求する。

2 大気汚染

- (1) 評価書案51ページでは、「工事用搬入道路は分散するため、工事用車両は1か所に集中することはない」として評価から除外しているが、工事車両1日当たり44～90台が住宅街を通り、それぞれの工事ブロック1か所へ集まるため、通常から増えた車両分の排出ガスが周辺住民に及ぼす影響は大きくなると考えられ、「大気汚染」についての評価を要求する。

3 騒音・振動

- (1) 高さ方向の騒音測定は参考として1地点のみで行われているが、高架が既存建築物に接するように建設される線路南側を考慮すれば、軌道中心から12.5m離れた地点のみでの測定は不十分であり、低地部分の評価にも一切答えておらず極めて不誠実。
- (2) 生活環境における騒音への特段の配慮の視点から、低層の住居専用地域を基本とした沿線の土地利用状況等を踏まえ、慎重かつ丁寧な評価を行うべきで、環境基本法の騒音基準を適用すべき。

- (3) 1時間当たりの列車通過本数で見ても時間により倍近い差があり、等価騒音は騒音の影響を適切に評価しているとは言い難く、時間単位の等価騒音レベルの評価を行うとともに、単発騒音暴露についても環境影響の評価を行うことを意見したが、正面からの回答はなく極めて遺憾。
- (4) 関町北地域は河谷底にあり、今回の計画の中でも特に線路沿いは低い地区が続き、計画の中で最も橋げたが高くなると考えられることから、水平方向 12.5m、地上高さ 1.2mでの現況値を下回るとの見解より広範囲に騒音が広がると考えられる。地域の現状を大きく変える計画案の場合、その土地の特徴にあった見解を出されることを望む。
- (5) 評価書案 49 ページでは、「工事用車両台数は最大 1 日往復 44~90 台。現況の工事車両の増加割合は少なく影響は小さい」としているが間違いであり、幹線道路では増加は小さいが、資料編 2 ページで示される走行ルートは住宅地を通ることになっている。毎日往復 44~90 台のトラックが 15 年に渡り通行すれば、騒音・振動の影響を大きく受け、生活環境が大きく変わる。
- (6) 建設中の騒音、仮線の鉄道騒音、工事後の鉄道騒音は「等価騒音レベル計算式」により平均化され、騒音も振動もないに等しい結果となっているが、人が実際に感じる騒音・振動を正しく反映していない。「等価騒音レベル」というまやかしをやめ、事実を前提に住民と向き合い、対策を講じ、事業者と住民が折り合える点を模索することが大事だと考える。
- (7) 等価騒音レベルによる予測結果は夜間 50 dB~52 dBとあるが、既に高架になっている他路線の単発騒音暴露レベルは 80 dBを超える結果が多く出ており、予測は住民の実感と乖離した手法で行われている。
- (8) 測定位置は地上 1.2mとなっているが、現在の地上式を前提とした位置であり、評価書案は高架式であることから、工事完了後は騒音が低減されることは当然だが、騒音源が地上から高架へ移動したもの。また、高架式になることで「遠方までの騒音の拡散」さらに南側は既存建物すれすれに高架線があり電車が走行することも問題。
- (9) 騒音の場合、東京都の騒音規制条例があるが、鉄道事業を規制外としている。住居専用地域では、この数値以上は受忍限度を超える騒音であり、改善を求め、改善できる工法の選択を求める権利は住民にある。
- (10) 仮線区間の振動は現況値を上回り、工事は 10 年以上に及ぶため、計測地点数

を増やし、計測器の高さも実態に即した予測地点での予測が必要。

4 生物・生態系

評価書案 52 ページでは、「武蔵関公園は本事業での改変はなく、繁殖等の生育環境に影響がない」としているが、公園は「動物の重要種が生きる場」であり、カワセミなど環境に左右されやすい野生動物の繁殖、生息に大きく影響を及ぼすと考えられ、武蔵関公園の生物・生態系に関して事業による影響評価が必要。

5 日影

- (1) 日影については、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」を勘案して評価するとしているが、実際には日影評価の基準点を建築基準法で定める位置ではなく、一体の都市施設として道路北側に設定しており、基準法等を勘案したものとは認めがたい。また、日影が大きく道路を覆うことによる不利益、危険性は軽視できるものではなく、建築基準法の求める手法に沿って評価をやり直すこと。
- (2) 道路と鉄道を一体的な都市施設として、評価の基準点を道路北側としているが、これは建築基準法にはない考えであり、基準法及び条例の基準をごまかしていると思われる。環境影響評価は、影響の度合いをきちんと算出し評価するものであり、どれほどの影響を受けるかをごまかしてしまったら、評価の仕方が狂ってしまう。

6 景観

- (1) 高架化により眺望はコンクリートで遮断され、地域を分断し、のどかで緑豊かな沿線の雰囲気のある街を分断する。
- (2) 評価書案では、高架構造物を都市的景観として評価しているが、住宅が高架の間近まで迫る南側では、雑然とした街並みをつくり、フェンスに囲まれた未使用の空間が連なる高架下と合わせ、景観として褒められたものではない。
- (3) 評価書案 196 ページの武蔵関公園フォトモンタージュは、遠景の写真で木々を混ぜ込み樹木で鉄橋を隠した写真であり、実際に高架橋ができれば、これと大きくかけ離れた自然破壊となる。武蔵関公園の富士見池は長く線路に接しており、ここに高架橋ができれば自然な風景は大きく損なわれ、最大 12m の高架

が主要な景観要素に適合すると予測されるとは全く考えられない。

- (4) 評価書案 194 ページのモニタージュから、武蔵関の街は南北に分断され、分断される地域の一体化を図ろうという配慮が感じられない。また、196 ページでは樹木を映し入れ、195 ページのモニタージュは河川改修区域内で樹木もなくなるはずであり、眺望の変化の程度予測を正当化するために恣意的に画面を切り貼りし、現況調査も調査方法も間違っている。
- (5) 評価書案 183 ページの景観重点位置地区等位置図では、景観拠点を「練馬区景観計画」に定める「大規模公園等」のみとし、同じく景観軸とされる武蔵関公園も石神井川沿いの緑道も削除されているが、これらは削除されるべきではなく、景観拠点として守り、今回の工事で景観に大きく影響を与えることが予測されるのであれば、相応の対応がされるべき。
- (6) 今回の立体交差事業は、低層一戸建ての住宅地の前に 10m 近い壁を造るものであり、武蔵関から東伏見へ向かい低層住宅地の景観を著しく損なうことを評価に入れること。
- (7) 「景観」の評価では、影響は小さい、影響は回避・低減できる、都市的景観になるなど主観的な評価となっているが、これらのことを裏付ける資料やデータが示されていない。

7 温室効果ガス

- (1) 評価書案 52 ページでは、「工事施工現場での建設機械の稼働による温室効果ガスの発生」のみに注目しているが、大気汚染同様、工事中車両が排出する温室効果ガスを除外していることは重大な見逃しで、追加の評価を求める。

8 事業計画等

- (1) 事業計画には、振動・騒音が発生しない地下方式を求める意見も多く、自然環境、住環境、景観を大きく損なう高架計画に反対する。連続立体交差事業を再考し、事業計画を撤回することを要望する。
- (2) 沿線はほとんど第一種低層住居専用地域というなかで、住民は厳しい日影規制、高さ制限を守り静かな環境を作ってきたという地域であり、そういうものを台無しにする今回の事業は考え直すべき。
- (3) 高架方式は多くの沿線住民の立ち退きを強い、重大な環境被害をもたらす。高

架ありきではなく、各種工法との比較検討、検証が必要で、この点での再検討を要望する。

9 その他

- (1) 当該事業は、東京都環境影響評価条例附則に基づき、都と鉄道事業者が連携して行うため計画段階アセスの対象から外していることが問題であり、構造又は配置が異なる高架方式と地下方式の複数案として比較検討されるべきである。
- (2) 環境影響評価調査計画書は、環境影響評価の項目、方法、評価基準などを定める重要な要素であるが、寄せられた都民の意見書等に対し、事業者の見解を公にしないままに手続が進むことには重大な瑕疵がある。
- (3) 閑静で落ち着いた住宅地内を貫通する鉄道事業のアセスメントとしては極めて不十分で、計画段階に立ち返り、地域の状況や課題を踏まえた評価の方法や基準を再設定し、地下方式を含めたアセスメントをやり直すことを求める。
- (4) 直接の日影のみならず、高架下の橋げたが視界を遮ることで治安の悪化、不法投棄などが起こる。また、当該地区に多く住む高齢者の方々の感じる巨大な構造物に対する圧迫感も見逃せず、評価の基準に住民の安心感、幸福度も漏れている。
- (5) 地形的にみると武蔵関付近は谷底になり、練馬区の水害ハザードマップで青く塗られているところで、大雨が降る度に内水氾濫がおきている。ここが高架になったら日影、水はけの問題で衛生上の問題も発生する。
- (6) 環境影響評価書案や事業そのものに列挙されている数値は信憑性に欠け、事業者都合のいい曖昧な数値、信用ならない数値と思わざる得ず、自分たちに都合の良い基準値等を設定し、これを下回るからよしとするなど、事業者の主観的配慮ではなく、客観的な配慮、基準を明確にすべき。
- (7) 「仮線高架方式」のみの評価書案になっているが、地下方式での検討を要望する陳情も出ていることを勘案すれば片手落ちの評価案。また、評価項目は8項目だが、地域環境を細分化して評価する手法に対し住民が望む全体的な地域の雰囲気とか魅力等が抜け落ちている点、気候変動による地球環境の視点からの検討がされていない。

「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和2年10月30日に「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

- 1 本事業は工事が長期間にわたる上、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めること。
- 2 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動について、予測結果が現況値を同値又は上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めること。

- 3 工事の完了後の鉄道騒音については、本事業が高架移設であり、事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、事後調査において、可能な限り影響を代表する地点における高さ方向の測定を行うこと。また、工事の完了後においても環境保全のための措置を徹底し、鉄道騒音の一層の低減に努めること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 2 年 10 月 30 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 3 年 1 月 27 日	・現地視察
部 会	令和 3 年 3 月 19 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3 年 4 月 16 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 3 年 4 月 20 日	・都民の意見を聴く会
部 会	令和 3 年 5 月 13 日	・総括審議
審議会	令和 3 年 5 月 18 日	・答申（予定）

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案
部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	江東区長の意見で工事用車両が通るルートの大気汚染が心配だとあるが、江東区のほうで大気汚染が問題になっているような話があるのか。	23 区内で清掃工場を 21 運営しているが、大田区内において、今回の事業とは関係ないが、京浜島というところで交通渋滞が発生しているということは伺っている。今回の事業に関連する城南島については、特に今のところ大きな渋滞という話は伺っていない。 また、大田区長の意見で、コンテナ埠頭 Y1、Y2 バースの運用が始まるという話があったが、アセスではこちらの交通量も見込んでいる。	3/19 部会にて回答済み
大気汚染	2	ごみ処理場の隣に海の森公園や水上競技場があり、ここに観光客がいる。工事中に伴う車両の増加と、工事完了後のごみ処理場の稼働に伴う大気汚染が考えられるため、観光客が屋外で活動している場所については、汚染物質濃度の調査も必要ではないか。	当施設において、特に清掃工場とは異なり、大気汚染物質の排出というところでは、車両のことがメインかと考えている。車両のほうは予測を行っている。	3/19 部会にて回答済み
		海の森公園や水上競技場については、その点も含めて調査しているという理解で問題ないか。	例えば 17 ページの南側の敷地境界の赤いラインのところでは、建設機械の排気ガスの予測を行っている。	
		工事の際に周辺の道路を使用することで車両が増えると、先ほど言った場所も、もしかしたら、大気汚染の濃度が大きくなると調査する必要があるのではないかと思う。一応、この赤いラインで調査をしているということか。	車両については、例えば 74 ページの④の地点について、計画地の横から④の地点に向かって一本道になっており、計画地の周辺を通る車は④のところを当然通るということで、ここで測定している。さらに、ボート競技場は計画地と離れたところに観客席等があり、そちらのほうがおそらくメインの観光客が訪れるのではというところで、かなり離れたところということで、建設機械の排気ガスについてはそちらまでは検討していない。	
	承知した。調べていないということは、そこまで影響は及ぼさないという判断のもとでということか。	ご指摘のとおり。1km 四方について調査を行った結果では影響がないというところを出ている。		

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
悪臭	1	処理量の中で、今回の施設は不燃ごみと粗大ごみの区別はせず、新施設で処理する量が記載されているが、これらの区別はできないということか。臭いがするのは不燃ごみからだと思うが、その量はどうか。	不燃ごみ、粗大ごみを合わせて処理するという件は、系統を分けて処理すると非常に効率が悪いので、現施設では分かれているが、新施設では、両方を同じ破砕機で処理していくことを計画している。不燃ごみ量については、現在、減る傾向にあるが、粗大ごみは横ばいという状況である。	3/19 部会にて回答済み
		不燃ごみと粗大ごみが一緒に処理されることで、悪臭などの対策については大きくなるというか、すべて適切にカバーできるということでしょうか。	現在の施設においては壁がない施設となっている。新しい施設については壁を設置して臭気を出さないという対策をとっていきたいと考えている。	
騒音・振動	1	工事用車両の走行に伴う騒音に関して、幾つかの地点で予測結果が許容基準を超えている。現況調査の結果を見ると、現状時点でも超えているので、多分交通量が多いということだと思うが、そういうことで、ある程度仕方ないという側面はあるかと思うが、できるだけ大きくならないようにするのが大事だと思う。そのため、工事用車両とごみ収集車両の走行も含めて、できるだけ交通量が集中しないように、分散化するような配慮をしていただきたい。	施工の際には十分気をつけたい。	3/19 部会にて回答済み
騒音・振動	2	評価書案の233ページに、「施設の稼働に伴う低周波音の評価結果」がある。表8.3-52(1)と表8.3-52(2)があり、それぞれの表で環境省が出している「低周波音問題対応の手引書」の中の参照値というものが使われている。ただ、低周波音に関してこの参照値というのはアセスメントの評価には使わないということになっているので、この参照値を使うのはやめて、ほかの数値を使って評価をしていただきたい。 低周波音の評価に関しては公的な評価基準というものが示されていないので、例えば過去の環境影響評価書だと、低周波音に関する実験の感覚閾値のようなものを使って評価している例があるので、それに倣っていただければと思う。	調査計画書においてこのように参照するということが決めたのだが、その理由としては、計画地周辺には住居がないということで、「低周波音及び可聴音の不快感を感じる感覚（中村らの実験結果）」ではなく、「低周波音問題対応の手引書」に示されている「心身に係る苦情に関する参照値」を評価の指標としたところである。これについては、今ご指摘も頂いたので、持ち帰って検討したい。	4/16 部会にて質問

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		環境省自身がこの参照値はアセスメントには使わないでほしいということを明言しているの、ほかの指標を使っていただきたい。	<p>【回答】</p> <p>調査計画書において、低周波音の評価として「低周波音問題対応の手引書」の参照値を指標に用いることとした。</p> <p>環境省はこの手引書の参照値について、環境アセスメントの環境保全目標値などとして策定したのではないとしており、ご意見を踏まえ、評価書では参照値の取扱いについて補足を行ったうえで、現指標で評価を行いたいと考えている。</p>	
土壌汚染	1	利水に関する調査をされていたと思うが、地下水の利用に関する事で、調査の結果、敷地内での利用だけに限定されて調査をされたようなのだが、その理由をお聞きしたい。	利用は敷地内に限定した調査ということではないという認識だったが、どこかに文言があるのか。	3/19 部会にて質問
		253 ページの「(7)利水の状況」に関することである。	調査の段階では、周辺の利水は特にないと把握している。そのため、この書き方が確かに計画地内のみのことに触れているので、表現の仕方を検討させてほしい。調査の段階ではあくまでも周辺も行っている。	4/16 部会にて回答済み
		承知した。周辺もやられているのであれば、そのように記載をお願いしたい。	【回答】 評価書に反映する。	
土壌汚染	2	予測に反映しなかった項目で、261 ページの 8.4.3.2 にあるが、有害物質等による汚染土壌が確認された場合という意味で、今回、そもそも建物のある段階で、建物のないところを調査したところ、鉛による汚染があったのだとすると、今後、見つかる可能性もあるかと思うが、「必要に応じ仮設の汚水処理設備等を」と書いてあり、この「必要に応じ」というものの判断基準はどのような判断になるのか。	計画地は中央防波堤というところで、少し特殊な土地となっている。こちらの土地の排水は全て同一敷地内にある排水処理場で処理して、砂町の下水道局水再生センターに全て送るという仕組みになっている。そのため、「必要に応じ」というところの文言は、例えば排水処理場に何かトラブルがあったとか、もしくは基準をはるかに超えるようなものが出たとか、そういうところを想定ということと考えている。	3/19 部会にて回答済み
		承知した。排水処理場というのは、自前のという意味か。	中央防波堤の埋立地の排水は東京都環境局の排水処理場があり、そちらで全て排水を行っているの、私どもの排水はそちらに送る形になっている。	4/16 部会にて訂正事項あり

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		<p>すると、「必要に応じ」というのはどういう意味になるのか。全て基本的には送っているということか。</p>	<p>そのとおり。基本的には全てこちらに送り、そこから砂町のほうに送ってもらっているという流れであるが、「必要に応じて」というのは、あくまでも排水処理場に何かトラブルがあって、一時的にこちらで保管、処理しなければならないという状況を考慮しているということである。</p>	
		<p>イレギュラーなので、送っているのなら送っていると書いたほうがいいのかも。事務局とご相談いただきたい。</p>	<p>表現方法について検討したい。</p> <p>【訂正事項】 中央防波堤の排水は、環境局の汚水処理場ですべて処理をしていると回答したが、それは、中央防波堤内に降った雨水が埋立層を通る際に出る汚水（浸出水）の処理についての説明だった。 当組合の敷地内で発生した汚水は当組合敷地内の汚水処理設備で処理され、環境局のセンター総合放流槽に送水される。そこでその他の汚水と合流し、最終的に排水は下水道局の砂町水再生センターに送られ処理される。 当組合の既存施設や新施設の排水については、環境局の汚水処理設備で処理はしていないので、発言について訂正する。 また、「必要に応じての」判断基準について、今後土壌汚染が確認された場合の処置方法については、関係諸官庁との協議により決定するので、必要に応じてという表現にしている。合わせて訂正する。</p>	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
景観	1	<p>264 ページに描いてある 5 つの点において眺望を調査している。去年の 9 月、②点の向かい側に海の森公園や水上競技場があることが分かっている、こちらには観光客も訪ねてくるということだった。調べてみると、今営業しており、観光客が訪ねてくるのが分かった。そのため、今示している 5 つの調査地点のほかに、観光客が訪ねてくる場所で観光客の視線から、今のごみ処理場は、前と後でどういふふうになるかを眺望として調べる必要があるのではないかと。以前もこの点について事業者には多分伝えていたと思うが、今回の書類の中にはその点がなかったため追加していただきたい。</p>	<p>今どういふ状況なのかを後日、確認してから回答したい。</p> <p>【回答】 施設のホームページには記載はないが、利用状況について確認したところ、現在オリンピックに向けた工事を行っており、また、オリンピック後も解体工事などの再整備を予定しているとのことだった。現在も水上競技場へ向かう道路の途中で立ち入り禁止となっている。 また、現況調査時は工事中で立ち入りできなかったことから、調査は実施していない。</p>	<p>3/19 部会にて質問</p> <p>4/16 部会にて回答済み</p>
		<p>前回の海の森公園や水上競技場からの眺望についての質問に対する回答はこれでよいが、今後、調査をするかどうかについて教えていただきたい。</p>	<p>まず、入れるようになった時点で、どのような眺望なのかというところを確認し、評価ができるかどうかも含めて確認したい。</p>	<p>4/16 部会にて回答済み</p>
景観	2	<p>6 ページの「景観」の【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】文章 4 行目に、「さらに、構内緑化のほか、中防不燃・粗大ごみ処理施設の屋上緑化等を行うことにより良好な景観を形成し、周辺景観と調和のとれた景観を創出することで、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。」と書いてあるので、屋上緑化を行うと理解していた。それで、今回の眺望を調査していただいた画像の中には、将来図なので屋上緑化は見えなかったのだが、見えるところは、下に文字、文章でもいいので、屋上緑化をするということであるならば、それを記載していただきたい。</p>	<p>27 ページをご覧くださいと、これも予想図なのだが、こういう形でやるという絵は今のところイメージとしてお示ししている。景観のほうについても、こちらの文字を入れることがいいのかどうか、後日検討したい。</p> <p>【回答】 事務局と相談し、評価書に反映する。</p>	<p>3/19 部会にて質問</p> <p>4/16 部会にて回答済み</p>

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
景観	3	<p>景観の調査地点で、先ほど言った場所のほかに、アクセスルート調べてみたら、ごみ処理場の近くに環境局中防合同庁舎前というバス停があるようで、そこから降りて歩いてごみ処理場を通過して、先ほど言った海の森のところに徒歩でいくようにアクセスルートが描かれていた。そういうことを考えると、ごみ処理場の近くの道路でも眺望がどうなっているかの調査が必要ではないか。その点も入れていただきたい。</p>	<p>ちょうどそのバス停から南側のところが先ほどお示しした中防大橋という橋になるので、おそらくそこでカバーできるのではと考えているが、検討したい。</p> <p>【回答】 東京都環境影響評価技術指針では、代表的な眺望地点の選定理由として、眺望の良い場所等の理由が記載されており、指針に従い調査地点を選定している。バス停から海の森公園等で向かうルートからの眺望については、敷地境界のフェンスが大きく映り込むため、調査地点には適していない。また、調査地点1の中防大橋からの景観でも、眺望の変化はほとんどないことを確認している。</p>	<p>3/19部会にて質問</p> <p>4/16部会にて回答済み</p>
		<p>そうすると、先ほど言ったところは地点1で良いか。</p>	<p>ご指摘のとおり。273ページの地点1というところ。</p>	
		<p>承知した。その隣を歩いていくことも考えると、隣の道路を歩いていく、訪ねてくる人の目線も必要ではないかと思う。検討をお願いしたい。</p>		
廃棄物	1	<p>298ページの表8.6-24「新施設の稼働に伴い排出される廃棄物等の排出量、再利用量」とあって、「再利用量」は「再資源化率」と直されたほうが良いのではないか。こちらの表では、廃棄物の種類ごとではなく、全てを含めた再資源化率が出されているが、種類ごとに見ると、例えば資源物の鉄やアルミであれば、おそらくほぼ100%再資源化が可能なのではないかと思うので、できれば種類ごとに再資源化率を出したほうが良いのではないか。</p>	<p>項目ごとの資源化率については、入ってくる量、あるものの量が現在確認できていない。そのため、例えば鉄がどれくらい入ってきたかということが不明なため、このような形で記載している。</p>	<p>3/19部会にて質問</p> <p>4/16部会にて回答済み</p> <p>総括審議事項へ</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		<p>入ってくる量がどうなっているのか分からないから再資源化率を個別に出せないというのは意味がよく分からないので、どうしているのかをここでは書くべきだと思う。工事完了後、つまり施設稼働時において出てくるものについては、当然、極力資源化率を上げ、鉄、アルミについては100%を目指すといったような、これからの姿勢、今後どうしていくのかということここでは書くべきではないか。</p>	<p>全体で86%と書いているが、不燃物を除いた可燃物、鉄、アルミを再資源化率して今現在計算しているところなのだが、再資源化率という文言を検討したい。</p> <p>【回答】 当組合の計画施設では、東京23区から排出される廃棄物である不燃・粗大ごみを受入れ、破碎・選別することで、資源物、可燃物、不燃物を回収する。可燃物については熱回収して発電することから再資源化に含めて計算をしている。 可燃物は清掃工場で全量焼却して熱回収し、資源物は金属回収業者へ全量売却する計画であるため、再資源化率の計算上は、可燃物・資源物は全量再資源化されたものとしている。 見解書でも回答しているとおり、再資源化率という表記については見直す。 また、前回の審議会でのご意見を踏まえて、本編 298 ページの表 8.6-24 については、廃棄物の種類ごとの資源化の割合を表記するよう、評価書で修正したいと考えている。</p>	
廃棄物	2	<p>可燃物は9万9,100tと多くの量を占めているが、結局焼却することか。焼却処理を再資源化とは言えないので、そこはどういう扱いになるのか、どういう処理になるのかについて、確認したい。</p> <p>この表からは今のような説明の内容は全く分からないので、可燃物は可燃物で分けていただきたい。</p>	<p>可燃物については、管理している清掃工場に持っていき、焼却処理をするが、その焼却熱によって清掃工場では発電を行っているところから、こちらの再資源化率のところに入れさせている。</p> <p>【回答】 【廃棄物1】の回答のとおり。</p>	<p>3/19 部会にて質問</p> <p>4/16 部会にて回答済み</p> <p>総括審議事項へ</p>
廃棄物	3	<p>表の 8.6-23 に関連して、江東区長の意見で、廃棄物について (6) 廃棄物のうち、①番のところで「再資源化率の算出方法もしくは再資源化率という表記を再考すること。」という指摘がある。</p>	<p>本事業の、評価書案の中では、再資源化率について法令で明確な定義がないところで、東京都の建設リサイクルガイドラインを参考にして表記をしたが、指摘を受けて、表現方法を再考したい。</p>	<p>3/19 部会にて質問</p> <p>4/16</p>

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		承知した。区長からの意見に対する対応についてお願いしたい。	【回答】 【廃棄物1】の回答のとおり。	部会にて回答済み 総括審議事項へ
		<p>事業者の見解では、熱回収を行うことを含めて再資源化と定義している。</p> <p>循環型社会形成推進基本法の中では、処理の優先順位が決められていて、まずは発生抑制、次に再使用、3番目に再生利用、4番目に熱回収、最後に適正処分となっているので、熱回収もその1つに含まれているというところは理解した。</p> <p>資源化率というときに、熱回収するということを含めた考え方になっている点が、まだあまり理解されていないのではないかと思う。</p> <p>温室効果ガスの排出量削減ということに関しては、安易に焼却処理するというのは望ましくないが、一方で、本施設の大きな役割は、埋立処分量を削減するための努力も併せてしていかななくてはいけないので、順番に従って、可能な限り上位の処理のプロセスを積極的に行う一方で、どうしてもできない場合には、熱回収といったことも積極的にするというを示していただくのがよいと思う。</p>	この新しい施設によって埋立量を削減するという大きな目標に向けて事業を推進していきたいと考えている。	4/16 部会にて回答済み

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
廃棄物・温室効果ガス共通	1	東京都では、最終処分場の逼迫の点から、従来の廃棄物処理の運用方式を令和2年(2020年)に変更した。中防管理の処理施設では不燃ごみの可燃性の残渣物は、従来は埋立てをしていたが、全部焼却に変更した。焼却に替えたことによって、今度はCO ₂ の排出量が、2020年の環境報告書を見ると、14万1,000t/年になるわけで、約5万t CO ₂ の排出量が増えることになる。CO ₂ の排出量をゼロにする方向で検討していただきたい。	検討したい。 【回答】 不燃ごみを破砕したのち選別することで、鉄・アルミを回収し、その他のリサイクルに適さないものについては埋立処分していた。令和2年度からは、埋立処分していたもののうち、可燃性のものは清掃工場で焼却し、エネルギー回収をしている。このことによって最終処分量の削減、最終処分場の延命化に寄与していると考えている。 なお、新施設ではCO ₂ 発生係数の少ない廃棄物発電による余剰電力(自己託送)や、CO ₂ を発生しない太陽光発電、LED照明や高効率モーターなどの省エネルギー機器を有効活用することで、温室効果ガスの削減に努めていく。	3/19 部会にて質問 4/16 部会にて回答済み
	1	本事業は廃棄物処理施設ということもあり、ごみ処理の過程で大量のエネルギーを消費して、相当量の温室効果ガスを排出することが推察される。また、相当量の埋立処分量も発生すると思われ、廃棄物の再利用に関しても大きな影響を持つことになろうかと思う。そのため、ゼロエミッションとか環境保全ということにとっても関係の深い施設と捉えている。事業者においては、東京都と協力してゼロエミッション戦略に掲げられている目標に貢献すべき施設であると認識し、ご対応をいただき、関連区長の意見にもあるが、ゼロエミ東京戦略の趣旨に沿っての事業の展開をお願いしたい。	本編 51 ページのとおり、計画時点においては、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を評価の指標としている。その後、東京都戦略としましては、「未来の東京戦略ビジョン」、そしてその戦略の中の14として「ゼロエミッション東京戦略」がうたわれたという経緯ではないかと推察している。ゼロエミッションの趣旨は、十分に「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」のほうに入っているという解釈で現在、評価の指標としている。	3/19 部会にて質問 4/16 部会にて回答済み 総括審議事項へ
温室効果ガス	1	今、様々に検討されている事項も多々あるかと思うが、今現在もし事業の計画が進んでいる中で、何かこの場でゼロエミ東京戦略の趣旨を鑑みて行っているような取組があればお伺いしたい。	本編 309 ページのとおり、環境保全の措置である再生可能エネルギー、太陽光を積極的に活用することと、屋上及び壁面の緑化による断熱効果、さらにLEDの導入によるエネルギー使用量削減を図っていくところで考えている。また、ゼロエミでは大きな意識の高い目標を掲げているので、私どもとしても、機器の点数及び容量を何とか減らせないかというところで今後実施設計において考慮していきたい。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		今、計画段階でこれから実施設計が行われていく中で、いろいろと具体的に決まることもあるかと思うが、評価書の段階ではさらに今よりも進めていただき、ゼロエミ戦略をぜひ評価指標に位置づけ、温室効果ガスの排出抑制や環境保全の取組をできるだけ期待していただき、評価していただきたい。	【回答】 ゼロエミッション東京戦略について記載内容を検討し、評価書に反映する。	
		「温室効果ガス」の1の関連で、「ゼロエミッション東京戦略」については、本年3月末にアップデートされているので、そのアップデートされた新しいゼロエミ東京戦略に基づいて評価書では記載して、具体的な目標数値を明らかにしていただきたい。	ゼロエミがアップデートされたという件については、私どもも承知しているところである。ご指摘のとおり、数値目標については今後、内容を精査して検討していきたい。	4/16 部会にて質問
		前向きに取り組んでいただくという決意だと思うので、評価書に反映されるように努力をお願いしたい。	【回答】 評価書で記載内容を検討する。	
温室効果ガス	2	【温室効果ガス1】について、真摯に取り組まれていると感じているが、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」のお話が出ているのは2016年ではないか。それに基づいてやっているということなのだが、脱炭素に向かおうという話は、ゼロエミッション東京戦略はつい最近、1年少し前ぐらいに出たものだが、世界的な潮流となっていて、先日、政府から脱炭素を目指すと。今までは2013年比80%減だったものを脱炭素に向かうという話が出ている。今造ろうとしている施設も長く使うものなので、そのことを意識してやっていただく必要があると思うので、【温室効果ガス1】での委員からの意見をぜひ盛り込んでいただきたい。		3/19 部会にてコメントあり 総括審議事項へ

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	3	307 ページの「(2) 温室効果ガス排出の削減量」という項目に、太陽光発電を計画しているとある。太陽光発電量が 4.8 万 kWh/年あるということで、具体的に太陽光発電が、敷地内のどこに計画されているのというのが図面からは分からない。どこに太陽光発電のパネルを乗せるのか、教えていただきたい。	太陽光パネルの設置場所について、27 ページでは、現在の処理施設のパース図、イメージ図となっており、現在計画しているのは計量棟の屋上への設置を考えている。本来、受入ヤードの屋根がかなり広いので、こちらに設置をと考えているが、構造上かなり大きな広いスパンをとる鉄骨材になるので、荷重がもたないのではないかという設計の結果であり、計量棟への設置を現在考えている。	3/19 部会にて質問 4/16 部会にて回答済み
		計量棟で設置面積 270m ² はとれるということか。	ご指摘のとおり。	
		承知した。もしもそれでほぼ決まっているのであれば、評価書段階ではそういったことも明確に書いていただいたほうが良いかと思う。	検討したい。 【回答】 評価書に反映する。	
温室効果ガス	4	308 ページの「(2) 温室効果ガス排出の削減量」のところで、ごみ発電等による削減量が下表に示すとおりだとあるが、太陽光発電による削減量と表のほうはなっており、この中にはごみ発電分も入っているのかどうか、確認したい。	308 ページの(2)の文言で、「ごみ発電等」となっているのだが、こちらの表あくまでも太陽光発電のみの数値となっているので、この文言は削除したい。	3/19 部会にて回答済み
温室効果ガス	5	309 ページの「8.7.3.2 予測に反映しなかった措置」として、8.7.3.2 の一番最後のポツのところにごみ発電の記述があるが、これは予測に反映しなかった措置として上がっている。一方で、308 ページにはごみ発電等による削減量という文章があつて、そもそもごみ発電分を削減量として見ているのか見ていないのか混乱してしまい、確認したい。	309 ページの 8.7.3.2 のポツの一番下について、現在の施設には、自己託送により、夜間使用する最低限の電力 1,500kw を送電中なのだが、今後はどのような施策になっていくのか議論の段階なので、あえて入れずに外させていただいたという経緯があり、こちらに記載している。	3/19 部会にて回答済み
		承知した。どのぐらい自己託送できるのかというところはまだ見極められていないということか。	ご指摘のとおり。	
		承知した。では評価書段階でも具体的にどの程度というのを書くには難しいということか。	現在、施策があくまでも試用というか、実験といったら変だが、調整段階なので、電力市場が不安定ということもあり、なかなか記載に至ってはいない。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	6	<p>今回、単位処理量当たりの温室効果ガスの排出量は削減されるということだと思ふ。その主たる理由は、エネルギー効率というか、処理に必要な電力の消費量が減っているということなのだと思う。その点に関して、確認したいことは、309 ページの「予測に反映しなかった措置」について、例えば高効率モーターであるとか高効率ファンというのは一体何を指すのかよく分からないのだが、これは設備の省電力化ということで、試算の中に入っているのかどうか。</p>	<p>まず電力量のほうは、現在、市販されている高効率モーターとか、そのようなものについては入っているが、今後、まだちょっと先の話なので、新たに高効率ファン等が……。</p>	<p>3/19 部会にて質問</p> <p>4/16 部会にて回答済み</p> <p>総括審議事項へ</p>
		<p>次回もあるので、また今度で結構なのだが、結局、温室効果ガスの排出が単位処理量当たりで削減されるということが省エネというのであれば、それはどの項目の中に入っているのか、しっかり分かるようにしていただきたい。「予測に反映しなかった措置」の中に入っているのではと思ったので、ご確認いただいて、また次回、ご回答いただきたい。</p>	<p>そちらの表現方法について検討する。</p> <p>【回答】 省エネ機器の採用については、今後計画が進み実施設計等を行う中で詳細を決定していく。そのため、電力使用量の算出にあたっては高効率ファン等は考慮していない。</p>	
		<p>資料編の 115 ページに表があり、前回、意見として話をさせていただいたのだが、結局、処理量当たりの温室効果ガス排出量が減っている、減るといふように表で記載されているが、なぜ減るのかというところはどうなっているのか。結局、何がよくて減るのかが読み取れなかったが、この表の一番最後のところで、単位処理量当たり 3 割ぐらい減っているが、これは何が効いているのか。 数値上は同じエネルギー消費量に対してごみ処理量で効いているようだが。</p>	<p>新施設では、一般的に使用する機器の基本性能の向上などによって施設全体の効率が上がったものと考えている。ただ、今後は、予測に反映しなかった措置である高効率モーターの導入などによって、さらに温室効果ガスの排出量削減を図っていきたいと考えている。</p>	<p>4/16 部会にて質問</p>
		<p>そこが削減のポイントであるというのであれば、それが分かるような記載をお願いしたい。</p> <p>高効率モーターなどの設備の高効率化とか省エネ対策、機器性能の向上による省エネ化とか削減をしているというようなことは、評価書の中に具体的な数値として入ってくるのかどうかお伺いしたい。</p>	<p>【回答】 評価書で記載内容を検討する。</p> <p>具体的な数値としては、今後、実施設計等を行う上で、新しい設備の採用を行っていくので、その時点でさらなる効率の向上を目指していくと考えている。</p>	<p>4/16 部会にて質問</p>

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		<p>承知した。まだ検討していく段階ということも理解しているが、評価書の中には、その時点での決まっていることを盛り込んで記載頂ければと思う。</p> <p>目標がある程度見えてくるような記載をお願いできればと思う。</p>	<p>【回答】 評価書で記載内容を検討する。</p>	
その他	1	<p>江東区長の意見で、「処理能力は低下するが、計画処理量は増加する予定になっている。」とあり、計画処理量が増加するところと分かっていなかったのも、もし分かれば教えていただきたい。</p> <p>ということは、区長の意見にある計画処理量が増加するところは見なくてよいのか。</p>	<p>計画処理量について、新施設の計画処理量は既存施設の実績処理量を基に算出している。既存施設と比べて増加する予定はない。既存施設の搬入実績から設定した、1日の最大台数を踏まえて予測を行っている。</p> <p>ご指摘のとおり。</p>	3/19部会にて回答済み
その他	2	<p>施設の使用計画というか、処理量の話について、(増加する)予定がないという説明の仕方だったと思うが、これは受け入れないということなのか。それとも、当然需要があれば受け入れていくという話だと思いが、そこの将来見通しという意味でお尋ねしたい。</p>	<p>計画処理量としては増加する予定はない。ただし、受入量としては今と同等程度の受入量を確保する計画である。</p>	3/19部会にて回答済み

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価書案について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 2 年 9 月 30 日に「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【廃棄物】

不燃ごみ処理施設としての再資源化率の定義と内訳を整理した上で、更なる再資源化率の向上に努めること。また、事業実施に伴う再資源化率については、廃棄物の内訳ごとに整理し、事後調査において報告すること。

【温室効果ガス】

不燃ごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスについては、今後の技術的進展を踏まえた、更なる排出量削減措置の実施に努めること。また、温室効果ガスの削減効果については、事後調査において検証すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 2年 9 月 30 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 2年 9 月 30 日	・現地視察
部 会	令和 3年 3 月 19 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3年 4 月 16 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3年 5 月 13 日	・総括審議
審議会	令和 3年 5 月 18 日	・答申（予定）

第一部会 審議資料

「（仮称）西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	38 件
関係区長からの意見	4 件
合 計	42 件

2 都民からの主な意見

1 評価項目に関する意見

(1) 大気汚染

- ① 解体時に発生する粉塵、アスベストや工事車両から発生する排気ガスが、心身に及ぼす影響等が不安。
- ② ジャイアントブレイカーの使用台数や一台当たりの二酸化窒素排出量が明示されていない。

(2) 騒音・振動

- ① 長期間の工事により、騒音・振動の悪影響が目に見えている。
- ② 工事車両の走行で発生する交通騒音は、環境基準値を上回っており、被害を受けた場合の問い合わせと責任は誰がとるのか。

(3) 地盤・水循環

- ① 旧道灌山中学校跡地の 2 か所のボーリング調査と文献調査しか行っておらず、この地域の地下調査及び地下水の流れが判明したとは言い難い。
- ② 計画地外の地盤に何らかの変化が起きる可能性が十分に考えられる。

(4) 日影

- ① 計画地の北側の地域では、日照時間の被害により、様々な悪影響がでる住民が多数になると予想される。
- ② 現況の日影時間が示されているが、実際の現況と異なる。
- ③ 「環境保全の措置」では「高層棟の北側に外周道路を配置し、極力、高層棟を南側に配置する。」としているが、「事業の概要」では「高層棟を敷地北側に配置」としており、矛盾している。
- ④ 計画建築物の敷地境界線から外側へ 5～10m の区域において、5 時間以上の日影が生じ

る範囲があるが、計画地北側の限られた範囲だから無視するということか。

(5) 電波障害

様々な電波障害が予想され、改善するにもお金がかかる。

(6) 風環境

- ① 風害問題は建設後にずっと続く問題であり、心身に影響が出る住民も多くなる。
- ② 風による被害は5段階中ランク1（非常に弱い）と説明されたが、ランク1では済まない。
- ③ 瞬間風速の空間的変化率の分布図、各点の風の変化に対する増幅率、建物による影響の視覚化を求める。
- ④ 風による被害が発生した場合は、建物の建設者や管理者の責任で本建物との因果関係の有無、原因の調査を行う必要がある。

(7) 景観

環境保全のための措置として、「駅前の賑わいのある景観形成」ということに触れているが、高い建物がなくても賑わいは作り出せる。

2 その他

(1) 事業計画

- ① 環境面の課題、災害発生時の不安、採算性の課題を踏まえて、事業計画の見直しをお願いしたい。
- ② 再開発の範囲について、荒川区現所有の土地のみに限定し、計画は見直してほしい。

(2) その他

- ① 西日暮里6丁目地区から（計画地北東）、高台がある地域に避難する際に、通行を阻まれて避難が間に合わないことが想定される。
- ② 周囲の地域分断になる。
- ③ 火災、地震の際の住民や施設利用者の避難誘導計画など、避難路の整備が必要。

3 関係区長からの意見

【荒川区長】

1 全体的な意見

環境に及ぼす影響については、周辺との親和性を十分に保ちつつ、さらなる地域コミュニティの発展に資するものとなるよう努められたい。なお、工事においては丁寧な住民への説明や作業を心がけ、区民の声を真摯に傾聴し創意工夫することで、公害の規制基準内の影響に留めることはもとより、大規模な施設であるため工事完了後も新たな公害を生むことのないよう、管理のしやすさや建築設備の配置等に配慮されたい。

2 評価項目に関する意見

(1) 大気汚染・騒音・振動

工事中は、建設機械の稼働時間を必要最低限とするように努め、丁寧な住民への説明や作業を心がけるとともに、工事完了後も公害の発生しないよう管理のしやすさや建築設備の配置等に配慮されたい。

(2) 土壌汚染・地盤・水循環

掘削に伴い汚染土壌を拡散することのないよう十分な調査や対策を行うこと。なお、地盤や水循環への影響については最小限となるよう努められたい。

(3) 日影・電波障害・風環境・景観

環境に及ぼす影響についてはユニバーサルデザインやバリアフリーの観点からも、誰しもうかが安全かつ安心して生活できる環境を確保するよう努められたい。なお、工事に先立ち、住民に十分な説明を行うや、周辺地域との親和性を保つよう努められたい。

(4) 廃棄物

計画工事の完了後、住宅や事業所、商業施設等から多くの廃棄物が排出されることとなるため、その保管場所や保管環境、排出導線等について十分に検討し、臭気等の発生に配慮されたい。

(5) 温室効果ガス

施設稼働時における温室効果ガス排出削減のため、省エネルギー型の設備を積極的に導入されたい。特に本計画は区内においても最大規模の開発であり、エネルギーの面的利用にも適しているためコージェネレーションシステム等の高効率設備を導入されたい。

【文京区長】

1 評価項目に関する意見

(1) 景観

周辺地域の景観との調和に配慮し、美しいまちなみの形成に努められたい。また、住民等の意見・要望には誠意をもって迅速に対応されたい。

【台東区長】

1 全体的な意見

(1) 工事期間中は勿論、工事完了後においても関係住民等からの問い合わせ等に対応するための相談窓口を設置していただきたい。

(2) 関係法令の基準値等を遵守し、良好な環境が確保されるよう努められたい。

(3) 環境影響評価書案に記載された環境保全のための措置は、確実に実行するとともに、事業施行時点における技術進歩等を踏まえた対策を可能な限り追加実行し、現況より良好な環境が確保されるよう努められたい。

【北区長】

1 全体的な意見

周辺の環境保全に配慮した事業を実施するにあたり、工事期間中に開発される新しい低

公害につながる技術にも逐次対応し、より環境影響の低減に努めて工事を実施されたい。

区民をはじめとした環境に影響をおよぼすおそれがある地域の住民からの意見・要望については、十分に検討し、環境保全のための適切な措置を講じられたい。

2 評価項目に関する意見

(1) 大気汚染

大気環境への影響の低減に関し十分に配慮されたい。

(2) 騒音・振動

工事の施行中、工事の完了後いずれにおいても、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1 dB 未満との予測結果であるが、道路交通騒音調査結果によると尾久橋通りは環境基準を満足していないことから、できる限り騒音影響を低減するよう努められたい。

(3) 日影

工事の完了後のみならず、工事の施行中においても周辺地域について可能な限り影響のないよう十分に配慮し、工事を実施されたい。

(4) 電波障害

工事の施行中には進捗に応じ複合的な要因による遮へい障害も予想されるため、応急対策も含め速やかな対策・対応を怠ることのないよう、十分に配慮されたい。

(5) 景観

新たな都市的な景観要素としての認識に限らず、東京都景観計画の基本理念に即した景観の形成、周辺地域の景観との調和を十分に考慮されたい。